

## まちなか防災空地事業（兵庫県神戸市）

### 主な対象要件

- 1) 対象区域内の土地であること
- 2) まちの防災性向上に資する位置であること
- 3) 3年以上、まちなか防災空地として使用すること

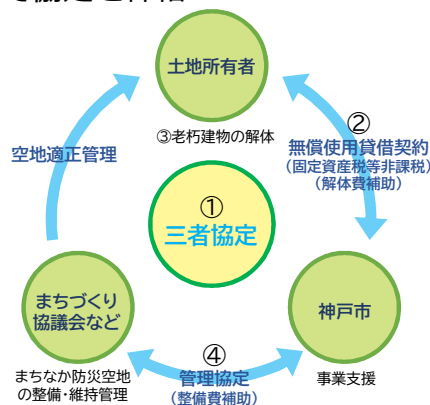
### 事業概要

① まちなか防災空地事業を実施することについて、土地所有者、まちづくり協議会等、神戸市の三者で協定を締結

② 神戸市が土地を無償で借り受け  
 <土地使用貸借契約締結>  
 →固定資産税等が非課税となる

③ 土地所有者が老朽建物を除却

④ まちづくり協議会等がその土地を「まちなか防災空地」として整備及び維持管理<管理協定締結>



## まちなかコモンズ整備事業（京都府京都市）

### 主な対象要件

- 1) 対象区域内の土地であること
- 2) 細街路（幅員4m未満の道）に接していること
- 3) その位置が周辺の防火性向上に有効であると認められること
- 4) 原則、土地面積が40㎡以上であること

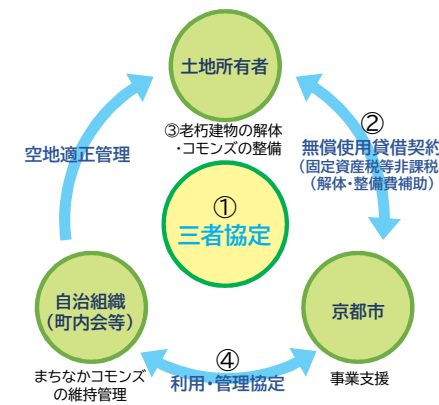
### 事業概要

① まちなかコモンズの整備の実施について、土地所有者、自治組織、京都市の三者で協定を締結

② 京都市が土地を無償で借り受け  
 <土地使用貸借契約締結>  
 →固定資産税等が非課税となる

③ 土地所有者が老朽建物を除却、「まちなかコモンズ」として整備

④ 自治組織が共同で利用及び維持管理を行う<利用・管理協定締結>



### 整備事例

#### 兵庫北部地区の事例



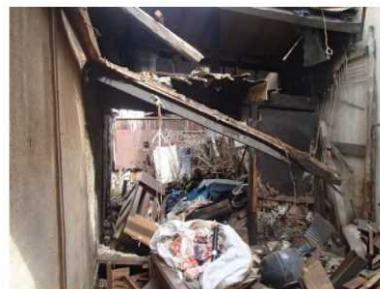
整備前



整備後

### 整備事例

#### 中京区の事例



【ひろばの整備後】

## まちの防災広場整備事業（神奈川県横浜市）

## 防災市街地整備促進事業（神奈川県川崎市）

### 主な対象要件

- 1) 対象区域（重点対策地域（不燃化推進地域）」及び「対策地域）」内の土地であること
- 2) まちの防災性向上に資する位置、規模（原則40㎡以上）であること
- 3) 10年間以上市への無償貸与が可能であること

### 主な対象要件

- 1) 対象区域（不燃化重点対策地区）内の土地であること
- ※老朽建物がある場合は川崎市住宅等不燃化推進事業における除却補助制度を活用

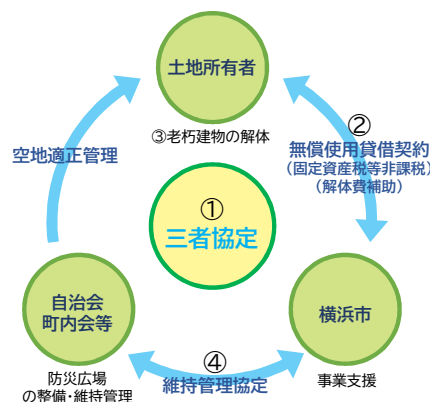
### 事業概要

- ① 自治会町内会等の団体、土地所有者、横浜市の三者で事業実施協定を締結

- ② 横浜市が土地を無償で借り受け  
＜土地使用貸借契約締結＞  
→固定資産税等が非課税となる

- ③ 土地所有者が老朽建物を除却

- ④ 自治会町内会等の団体がまちの防災広場を整備及び維持管理  
＜管理協定締結＞



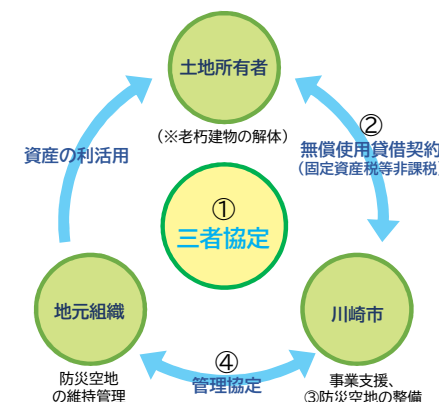
### 事業概要

- ① 地元組織、土地所有者、川崎市の三者で防災空地の創出に関する協定を締結

- ② 川崎市が土地を無償で借り受け  
＜土地使用貸借契約締結＞  
→固定資産税等が非課税となる

- ③ 川崎市が防災空地を整備  
※老朽建物がある場合は土地所有者等が補助制度を活用して除却

- ④ 地元組織が活用、維持管理  
＜管理協定締結＞



### 整備事例

#### 金沢区の事例



### 整備事例

#### 川崎区の事例



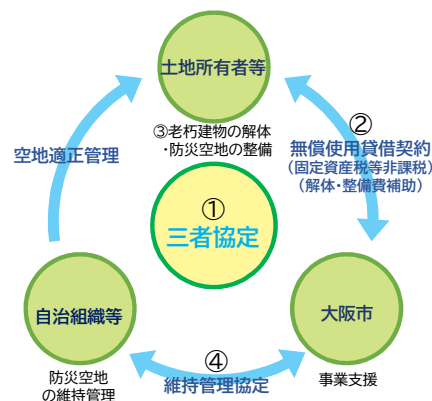
## 防災空地活用型除却費補助（大阪府大阪市）

### 主な対象要件

- 1) 対象区域（重点対策地区）内の土地であること
- 2) 解体する建物は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等
- 3) 幅員6m未満の道路に面していること
- 4) 大規模空地や幹線道路に隣接していないこと
- 5) 敷地面積が50㎡以上であること

### 事業概要

- ① 土地所有者等、自治組織等、大阪市の三者で事業実施協定を締結
- ② 大阪市の土地を無償で借り受け  
 <土地使用貸借契約締結>  
 →固定資産税等が非課税となる
- ③ 土地所有者等が老朽建物を除却、  
 防災空地として整備
- ④ 自治組織等が整備後の防災空地を維持管理  
 ※①に維持管理協定を含む



### 整備事例

#### 生野区の事例

